

# 監査結果に基づく措置通知

令和4年度定期監査・行政監査  
(令和5年度報告分)

さぬき市監査委員

令和4年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 4 年度	結果No.	4
監査結果の区分	指導注意事項	対象組織	健康福祉部 長寿介護課
指摘・意見等の項目	敬老事業の在り方について		
指摘・意見等の内容	<p>敬老事業は、多年にわたり社会に貢献してきた老人を敬愛し、長寿を祝うことを目的に、6,167,000円（令和3年度）の敬老会事業補助金を支出している。</p> <p>その支出の内容は、志度地区については民生委員による商品券の配布が行われ、また、高齢者施設においては敬老行事を行うなど、様々な事業形態で実施されている。</p> <p>担当課としては、コロナ等により商品券の配布が増えている状況ではあるが、各種団体が地域で行う行事等に対する補助金の給付としたいとのことであった。しかし、現在のように事業の内容が種々様々では、事業目的に沿った実施になっているか疑義が生じる。</p> <p>今後においては、実施内容の見直しを図り、お年寄りが地域との繋がりを持つことができるなど、有効な敬老事業の在り方を検討していただきたい。</p>		

指摘又は意見等に対する措置状況等

所属課等 (対象組織)	健康福祉部 長寿介護課
措置内容等	<p>敬老事業は、敬老会などの行事を実施した団体に対して補助することが本来の主旨であるが、現在の事業内容としては、商品券を記念品として対象者に配布している団体が多くなっている。</p> <p>本事業の在り方について協議を行ったが、敬老会の参加について、担い手の確保、高齢者自身の意識や身体状況等を考慮し、対象者を訪問して記念品を配布することも高齢者を敬愛し、長寿を祝う目的に沿っていると判断することとし、補助対象とすることで事業を継続する。</p>

令和4年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 4 年度		結果No.	5
監査結果の区分	指導注意事項	対象組織	健康福祉部 長寿介護課	
指摘・意見等の項目	老人クラブの方向性について			
指摘・意見等の内容	<p>老人クラブ（以下、「クラブ」という。）は、クラブ活動を通じた高齢者の生きがいづくり及び健康づくりの推進を図ること等を目的に組織された団体である。</p> <p>令和3年度は、各クラブ等に対し助成金として3,652,000円を支出した。</p> <p>また、その事務局を担っている社会福祉協議会に対し、組織の活性化を目指すために業務委託料として2,601,600円を支出している。この委託料は、クラブ内の各事業を集約したり、自主運営を基本とするクラブの組織体制を再整備するための事業費用に充てられている。</p> <p>しかし、担当課より「クラブの継続的な発展を目指し、社会福祉協議会を中心に諸問題について協議を進めているが、思う様な状況にはなっていない。結果として、組織力の低下等により自主運営の移行は出来ておらず、今後においても難しい。」との説明があった。</p> <p>今後、クラブなどと協議を重ね、運営方法等を検討し、明確な方向性を示すべきではないかと考える。クラブとしての将来像を見据えて、社会福祉協議会への委託事業も含め、再構築について検討願いたい。</p>			

指摘又は意見等に対する措置状況等

所属課等 (対象組織)	健康福祉部 長寿介護課
措置内容等	<p>会員とクラブ運営の現状に関して協議を行い、役員の後継者不足によりクラブ自体が休止になり会員の減少を招いていることや、会員の高齢化により会議の出席や行事の企画・運営を行うことが困難になってきている現状があることを把握した。</p> <p>スポーツ大会やボランティア活動等を行い高齢者の生きがいづくり及び地域の方とのつながりを担う組織であることから、クラブの存続を支援していく必要があると考えている。</p> <p>今後は、会員の負担を軽減しながら、自主的に活動するクラブづくりを目指し、役員の後継者を育てる取組や組織の体制整備を進めている社会福祉協議会へ今後も支援業務を委託することで、クラブの継続的な運営を実現していきたい。</p>

令和4年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 4 年度		結果No.	7
監査結果の区分	指摘事項	対象組織	教育委員会事務局 学校教育課	
指摘・意見等の項目	スクールバスの安全運行について			
指摘・意見等の内容	<p>スクールバスの運転者の体調確認や飲酒確認については、担当課より、「車両の借上を含む運行業務を委託している場合、その運転者の事業者内の安全運転管理者が運転者の状態を確認、記録することになっている。一方、市が保有するバスの運転手については、労務者派遣契約であり、乗車前確認は市が行うことになる。その確認方法であるが、運転手自身においてアルコール検知器で測定後、運転手の自己申告により業務に従事している。」との報告を受けた。</p> <p>道路交通法施行規則の一部改正により、安全運転管理者の業務として、「運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、当該運転者の酒気帯びの有無を確認すること」と定められている。ただし、対面での目視が原則となっているが、困難な場合はこれに準ずる適宜な方法で実施すればよいともされており、具体例としては、カメラ、モニター等によって、検査器による測定結果を確認する方法、又は、電話等によって、運転手の応答時の声の調子を確認するとともに、検査器による測定結果を報告させる方法などが示されている。</p> <p>担当課においては、具体例に示された確認方法も実施されておらず、安全運行上問題があると考えます。今後、事業者とも協議し、適切な運用ができるように検討していただきたい。</p>			

指摘又は意見等に対する措置状況等

<p>所属課等 (対象組織)</p>	<p>教育委員会事務局 学校教育課</p>
<p>措置内容等</p>	<p>道路交通法施行規則の一部改正により、安全運転管理者はアルコール検知器の使用と目視等により酒気帯び確認をすることが義務化されています。</p> <p>市が所有するスクールバス13台の運転手については、労務者派遣契約であり、乗車前の確認は市が行わなければなりません。スクールバスの出発時刻が早朝であることと、運転者はバスの駐車場所である各学校へ直行することから、対面での確認が難しい状況です。</p> <p>運転者の体調確認や飲酒確認は対面が原則ですが、困難な場合にはこれに準ずる適宜の方法で実施すればよいとされていることから、安定的に継続できる方法として、一度に大勢の対応が可能である民間代行業者へ委託することとしました。</p> <p>今後、確認作業や有事の対応等で課題があれば、速やかに対応策を検討してまいります。</p>